

確認検査業務区域を高知県全域に

平成30年3月
公益社団法人 高知県建設技術公社 建築住宅課

平成30年4月1日から、確認検査業務区域及び検査手数料の一部を次のとおり変更しますので、よろしくお願いいたします。

※ 受付が平成30年4月1日以降の申請に適用します。なお、市町経由の確認申請については、市町の受付が平成30年4月1日以降のものに適用します。

■ 確認検査業務区域の拡大

確認検査の業務区域を**高知県全域**に拡大します。

- ※ ・現在の業務区域は高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、いの町、中土佐町、佐川町、越知町及び四万十町の全域です。
- ・都市計画区域を有する市町については、敷地が都市計画区域外である場合も含め、当該市町経由で申請してください。(建築設備は除きます。)

■ 建築基準法に基づく中間検査及び完了検査手数料の変更

地域区分に応じて、現在の手数料に**次の額を加算した額**に変更します。

地域区分	加算額
甲地域	0
乙地域	2,000
丙地域	4,000

甲地域	高知市、南国市、土佐市、香南市、香美市、いの町、日高村
乙地域	安芸市、須崎市、安田町、芸西村、本山町、大豊町、土佐町、仁淀川町、佐川町、越知町
丙地域	室戸市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、東洋町、奈半利町、田野町、北川村、馬路村、大川村、中土佐町、橋原町、津野町、四万十町、大月町、三原村、黒潮町

■ フラット35適合証明手数料の地域区分の変更

上記完了検査手数料の地域区分と同じ地域区分に変更します。

地域区分が変更となる市町は次のとおりです。

市町村名	地域区分	
	現行	変更後
香南市	乙	甲
香美市	乙	甲
安田町	丙	乙
本山町	丙	乙
土佐町	丙	乙
津野町	乙	丙
中土佐町	乙	丙